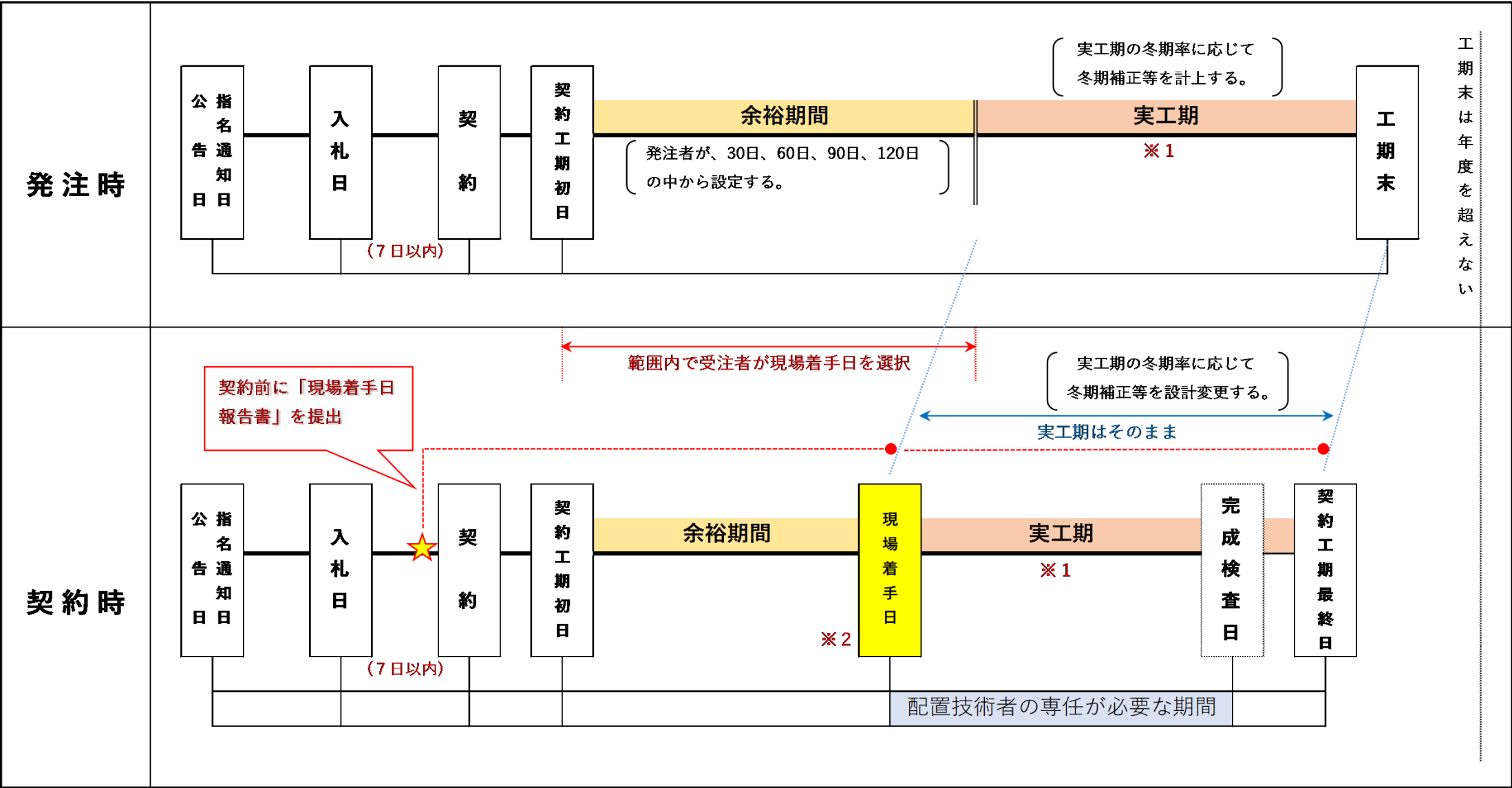


# 余裕期間制度について

平成9年度から施行されている「フレックス工期制度」を、9月承認の繰越明許や11月承認のゼロ債務負担等にも使いやすいうように、国土交通省や他県を参考に「余裕期間制度」として要領を改定します。

	現行制度	見直し制度
制 度	フレックス工期制度	余裕期間制度
対象工事	災害対応や供用開始が定められている工事を除くすべての土木工事	同左（建築工事も含む）
余裕期間	60日以内	120日以内 ※30日、60日、90日、120日を発注者が指定）
工 期 末	12月末日を超えない	翌年度末日を超えない
冬期補正	割増しは行わない	実工期の冬期率に応じて補正

# 余裕期間制度の流れ



※1) 標準工事日数または積み上げによる実際の施工に必要な期間（準備及び後片付けの期間を含む）。

※2) 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手する日。

# 余裕期間制度の流れ

令和2年10月1日以降公告または指名通知を行う工事から、「余裕期間制度」を適用することができます。

◎発注者は、特記仕様書において「余裕期間制度」を適用する工事であることを条件明示します。

## 第1条 適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

## 第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項	内容
1.工程関係	<input type="checkbox"/> 工期 令和 年 月 日 まで
	<input type="checkbox"/> 工事日数 日間
	<input type="checkbox"/> この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている
	<input type="checkbox"/> この工事は、年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。
<input checked="" type="checkbox"/>	この工事は、「余裕期間制度」を適用する。
	実工期 210日間 ①
	余裕期間 契約締結の日から120日以内 ②
	留意事項 受注者は現場着手日報告書(別紙様式)を提出することにより、請負契約を締結した日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。
2.週休2日の確保	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事は、「発注者指定型」の週休2日確保工事であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。なお、当初積算で工事費の経費補正等(4週8休以上)を行っている。
	<input type="checkbox"/> 本工事は、「受注者希望型」の週休2日確保工事であり、受注者が週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に監督職員と協議すること。なお、週休2日の確保に取り組んだ場合には、精算変更時に現場閉所率に応じた工事費の経費補正等を行う。
	詳細は、整備企画課ホームページに掲載している「週休2日確保工事実施要領」によるものとする。 <a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html</a>

①標準工事日数又は積み上げ等により算定される日数を記載します。

②工事内容や工期末等を考慮し、30日、60日、90日、120日の中から設定します。



◎受注者は、現場着手日を選択し、契約前に「現場着手日報告書」を提出します。

## (記載例)

下記のとおり着工日を定めたので報告します。

## 記

工事番号	交債第〇〇-〇〇号
工事名	国道〇〇号道路改良工事
入札執行日	令和2年12月1日
余裕期間	120日以内 ←②を記載 ←
現場着手日	令和3年3月11日 ←余裕期間内で受注者が選択 ←
実工期	210日間 ←①を記載 ←
工期末	令和3年10月6日まで ←期間計算し記載 ←

## 「余裕期間制度」に関するQ & A

### 1. 契約手続等について

#### 1-1) 契約保証の保証期間は？

契約保証の保証期間については、余裕期間と実工期を合わせた全体工期を含むものとします。

#### 1-2) コリンズ登録はどのようにすればよいか？

コリンズの受注時登録については、通常の工事と同様、契約締結後10日以内に登録申請するものとし、工期及び技術者等の従事期間は実工期で登録するものとします。

#### 1-3) 工事工程表や施工計画書の提出時期は？

通常の工事と同様、工事工程表については契約締結後14日以内に、施工計画書については現場着手日までに提出してください。

### 2. 余裕期間中の配置技術者等について

#### 2-1) 主任（監理）技術者の専任は必要か？

余裕期間中については、工事現場への専任は要しないものとします。

#### 2-2) 現場代理人の常駐は必要か？

余裕期間中については、工事現場に常駐しなくてもよいものとします。

#### 2-3) 配置技術者を設置できなくなった場合は？

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合は、契約を解除するとともに、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日青監第633号）に基づく指名停止の措置及び建設業法に基づく監督処分が行われます。

#### 2-4) 総合評価落札方式における配置予定技術者の扱いは？

通常の工事と同様、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができますが、審査は候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価します。

なお、施工中の配置技術者の変更にあたっては、変更後の技術者は技術資料提出時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要となります。

### 3. 余裕期間中の対応について

#### 3-1) 余裕期間中にできる準備等の内容は？

余裕期間中であっても、次のような行為等は行うことができます。

- ・資機材の購入、技能労働者の手配、下請負人との契約
- ・施工図の作成、構造チェック、数量計算

#### 3-2) 余裕期間中にできない準備等の内容は？

余裕期間中は、主任（監理）技術者を設置していないため、現場着手できません。次のような行為等は建設工事の一部とみなされる場合もあり、余裕期間中は行わないこととします。

- ・現場事務所の設置
- ・資機材の現場への搬入
- ・準備工事（丁張の設置、支障物撤去、試掘、樹木伐採、除草、現場の仮囲い、交通規制など）

#### 3-3) 不測の事由が発生し、現場着手日に着手できなくなった場合は？

受注者の責によらない事由により、現場着手日に着手できなくなった場合は、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき適切に対応してください。

なお、余裕期間中は一時中止期間に含みません。